

## 《介護保険利用者に関しての医師からケアマネジャーへの情報提供について》

高齢者が介護保険サービスを利用する時には、ケアマネジャーが居宅(介護予防)サービス計画書を作成します。その際、利用者と関係者による「サービス担当者会議」の開催が必要で、主治医は、「サービス担当者会議」に出席するか文書等により、医療状況や介護保険サービスを利用する上での留意点、介護方法などについて指導・助言することになります。

『診療情報提供書(様式12の4)』は、「診療情報提供料(I)」の請求のための資料として使用できます。

### 《 医療と介護の連絡用紙の使用手順 》

